

# 就任のご挨拶

特許庁長官 太田 信一郎



このたび、7月30日付けで特許庁長官を拝命いたしました。

知的財産政策を巡っては、本年3月に知的財産戦略会議が設置され、去る7月3日には知的財産戦略大綱が決定されるなど、社会の関心が急速に高まっております。このような折、知的財産行政に携わる機会を得られることは、誠に光栄であるとともに、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

21世紀は、情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」です。創造的な活動の成果としての知的財産権の保護の強化と利用の促進を図ることがますます重要になっています。この「知恵の時代」に当たり、特許庁は、課せられた課題に迅速に対処することが重要です。

まず第一には、迅速かつ確な審査・審判の実現が重要です。

現在、特許庁に対しては、依然、現在の審査処理能力を上回る特許の審査請求がなされていますが、知的財産の保護強化の観点からは、迅速かつ確な審査を実現することが急務です。また、一方で、バイオテクノロジーやITなど、先端分野に関する高度な技術的内容を有する出願への対応も求められています。知的財産戦略大綱においては、2005年度までの審査計画を今年度中に策定することとされていますが、まずはこうした要請に応える計画になるよう、その内容について十分に検討してまいります。また、先端分野からの出願については、バイオテクノロジー分野において特に適切な権利保護も求められているところであり、必要な措置に取り組んでまいります。

また審判についても、速やかな紛争解決に資するため、審判制度自体の見直し、及び、審判と訴訟の連携について、検討を進めてまいります。

さらに、迅速かつ確な審査を支える環境整備に関する施策にも力を注いでまいります。特許・実用新案の出願フォーマットなどの国際標準化、インターネット出願の実現など、情報システムの整備については、電子特許庁の機能充実を目指して、前向きに進めていきたいと考えております。

第二に、経済のグローバル化に対応した取組も重要な課題の一つとして認識しております。

中でも模倣品問題への対応は急務です。アジア地域において、近年の現地企業の技術力のキャッチ

アップは著しく、模倣品が周辺国も含めて流通し、我が国企業製品のシェアを奪い、更にはそのブランドイメージを傷つけるといった深刻な事態が大規模に生じています。こうした事態に対処すべく、二国間、多国間交渉を強化するとともに、「国際知的財産保護フォーラム」とも連携して官民一体となった取組を積極的に進めていきます。

また、特許制度の国際的な調和についても引き続き前進させていきたいと考えております。各国の出願人及び特許庁の負担を軽減するため、『世界特許』の実現を将来の目標として、各国特許制度の実体調和を目指す「実体特許法条約 (SPLT)」に向けた議論や PCT 改革などを積極的にリードしつつ、審査結果の相互利用についても、前向きに取り組んでまいります。

第三の課題として、知的財産権の積極的な利用を促すための環境整備が挙げられます。

まず、成熟した我が国経済の強みを生かすためには、デザインやブランドの活用が今後ますます重要になることに注目すべきではないでしょうか。知的財産戦略大綱における指摘も踏まえ、我が国企業が、デザインやブランドを活用しつつ魅力ある商品・サービスを提供していくための環境整備を進めてまいります。

特許の活用については、知的創造サイクルをより大きく円滑に機能させるため、大学や企業などにおける技術の活用を促進することが非常に重要になっております。特許の有効利用に向け、今後とも独立行政法人工業所有権総合情報館と連携しつつ、特許流通フェアの開催、知的財産管理アドバイザーの派遣、各種データベースの整備などを行ってまいります。

そして、知的財産権の戦略的な管理を支える人的基盤の整備も重要です。この春の弁理士法改正を受け、訴訟代理権の付与のための弁理士に対する研修が開始されますが、社会のニーズに応える弁理士がより多く輩出されるよう、注力してまいります。

以上、就任にあたって、抱負の一端を申し述べました。知的財産権制度の円滑な運用とその一層の発展のため、広く皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。